

「二宮町議会基本条例」 検証報告の経過説明

議会基本条例推進委員会で検証を行なった結果、報告書にまとめた通り、前文および総則、また第2章「議会と議員の活動原則」については現状通りで問題ないとなりましたが、以下の条項については、これまで活動をすすめてきた中で、今後運用について検討が必要であるということで委員の意見は一致し、それらに至った経緯として補足説明資料と致します。

[第3章 議会運営]

(委員会活動)

第8条第2項について 各常任委員会が政策提言および条例提案の課題を決める際、委員会同士が事前に調整を図る必要があるのではないかと議論があり、委員会同士の課題のレベルを合わせる必要があるとの結論に至った。

第8条第3項について 評価の仕方については今後検証することが必要であり、「行政批判するだけではない」との意見があった中で、「対案を提示することが必要である」との結論に至った。

(自由討議)

第9条について 以前に比べ、条例施行後は委員会の中での議員間討議が出来るようにはなつたと考えるが、現状は委員会での陳情についてのみの議員間での意見交換に留まっている。今後は委員会や本会議での町長提出議案また本会議でも議員間で自由討議の可能性について検討が出来るようにしていくことが望ましいとの議論があった。

(政策討議)

第10条について 町の将来計画や予算編成を見据えた議論を行なうには、更なる議員の質の向上を目指す必要があるとの意見があった。

[第4章 町民と議会との関係]

(議会情報の公開及び広報)

第13条について 本会議や委員会等のインターネットを活用しての放映、また委員会での議事録をホームページで公開することへの検討が、今後必要であるとの意見があった。更に委員会議事録については要約筆記の必要性も議論された。

第18条について 本会議での質疑や予算また決算議会において、第18条の中の6項目を更に活用していくことが重要であるとの意見があった。

[第6章 議会の体制整備]

(議会事務局の機能充実)

第21条について 議会事務局職員のそれぞれの役割(職責と目標)を明確にした上で、議員個々が議会事務局の機能について共通認識を持ち、十分に活用していくことが必要であるとの議論があった。

(図書資料の充実)

第22条について 議会図書室の必要性について議論が行なわれ、今後、議会図書室の役割について検証が必要であるとの結論に至った。

(予算の確保)

第23条について 議会基本条例制定後、議会の活動が活発になったことに伴い、更に機能充実を図ることが必要であるとの意見もあり、実体に則した予算を望むものとなった。

以上